

○環境省告示第四号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年一月二十五日

環境大臣 石原 伸晃

第一号中「被けん引自動車」の下に「及び二輪自動車」を加え、「法第七十一条第一項」を「又は法第七十一条第一項」に改め、「又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 小型自動車及び軽自動車（規則第二条に規定する小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）であつて、法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一の二において同じ。）であつて、法第五十九条第一項の新規検査、法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。別表第一の二において同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの 別表第一の二に掲げる許容限度

別表第一専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の項中「（二輪自動車を除く。）」を削り、小型自動車（二輪自動車を除く。）の項、軽自動車（二輪自動車に限る。）項、第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）の項及び第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）の項を削る。

別表第一の備考第一号及び第三号中「、軽自動車及び原動機付自転車」を「及び軽自動車」に改め、「（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）」及び「、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時」を削る。

別表第一の備考第二号中「（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）」及び「及び原動機付自転車」を削る。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下			第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下			自動車騒音の大きさの許容限度		
	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	第一種原 動機付自 転車（規 則第一條 第二項に 規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下	近接排気騒音	加速走行騒音	
	P M Rが二十五以下のもの	P M Rが二十五を超える、五十以下のもの	P M Rが二十五以下のもの	P M Rが二十五以下のもの	P M Rが二十五を超える、五十以下のもの	P M Rが二十五を超えるもの	P M Rが五十を超えるもの	八十四デシベル	七十三デシベル
						九十四デシベル	九十四デシベル	八十四デシベル	七十四デシベル
						九十四デシベル	九十四デシベル	八十四デシベル	七十四デシベル
						九十四デシベル	九十四デシベル	八十四デシベル	七十四デシベル

同じ。)			
第二種原	P M R が五十を超えるもの	九十デシベル	七十七デシベル
動機付自	P M R が二十五を超え、五十以下のもの	九十デシベル	七十四デシベル
転車（規則第一条	P M R が二十五以下のもの	九十デシベル	七十三デシベル
第二項に規定する			
第二種原			
動機付自			
転車をい			
う。以下			
同じ。)			

備考

一 P M R とは、次の式により算出した値をいう。

$$P M R = (\text{原動機}の\text{最高出力} (kW) \div (\text{毎回重量} (kg) + 75)) \times 1000$$

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車

並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。）第四十一号第四改訂版附則3の1・3・及び1・4・で規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第二小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）の項、第一種原動機付自転車の項及び第二種原動機付自転車の項中「八十五デシベル」を「        」に改める。

別表第二の備考第二号中「別表第一の備考第二号に定めるところによる」を「原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の

回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう」に改める。

別表第二の備考に次の一号を加える。

七 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）、「第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「一」とあるのは「八十五デシベル」とする。

○自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度を次のように定め、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和四十六年六月運輸省告示第二百二十号）は、廃止する。</p> <p>騒音規制法第十六条第一項の自動車騒音の大きさの許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。第二條に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。第十六條第一項のまつ消登録を受けた自動車及び法第六十九條第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一において同じ。）であつて、法第五十九條第一項の新規検査又は法第七十一條第一項の予備検査を受けようとするもの 別表第一に掲げる許容限度</p>	<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度を次のように定め、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和四十六年六月運輸省告示第二百二十号）は、廃止する。</p> <p>騒音規制法第十六条第一項の自動車騒音の大きさの許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。第二條に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。第十六條第一項のまつ消登録を受けた自動車及び法第六十九條第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一において同じ。）であつて、法第五十九條第一項の新規検査、<u>法第七十一條第一項の予備検査又は規則第六十二條の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二條第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）</u>であつて、規則第六十二條の三第五項の検査を受けようとする</p>

一の二 小型自動車及び軽自動車（規則第二条に規定する小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）であつて、法第六十九條第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一の二において同じ。）であつて、法第五十九條第一項の新規検査、法第七十一條第一項の予備検査又は規則第六十二條の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。別表第一の二において同じ。）であつて、規則第六十二條の三第五項の検査を受けようとするもの 別表第一の二に掲げる許容限度

二 (略)

別表第一

(略)	自動車の種類		自動車騒音の大きさの許容限度
	定常走行騒音	近接排気騒音	
	加速走行騒音	加速走行騒音	

るもの 別表第一に掲げる許容限度

二 (略)

別表第一

(略)	自動車の種類		自動車騒音の大きさの許容限度
	定常走行騒音	近接排気騒音	
	加速走行騒音	加速走行騒音	



専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十二 ル	七十二 ル	百 デ シ ベ ル	七十二 ル
--------------------------------------	----------------------	----------	----------	-----------------------	----------

第一種原動機付自転車（規則第一）	軽自動車（二輪自動車に限る。）	小型自動車（二輪自動車に限る。）	軽自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十二 ル	七十二 ル	百 デ シ ベ ル	七十二 ル
	七十一 デ シ ベ ル	七十二 デ シ ベ ル	七十二 デ シ ベ ル	七十二 デ シ ベ ル	七十二 ル	九十六 デ シ ベ ル	七十二 ル	七十二 ル
	七十三 デ シ ベ ル	九十四 デ シ ベ ル	九十四 デ シ ベ ル	九十六 デ シ ベ ル	七十六 デ シ ベ ル	七十六 ル	七十六 デ シ ベ ル	七十六 ル

備考

一 定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車  
が日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力  
時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度  
(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車にあつて  
は五十キロメートル毎時)で走行する場合に、走行方向に直  
角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上  
一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場  
合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連  
結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

備考

一 定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及  
び原動機付自転車(規則第一  
条第二項に規定する第二種原動機  
付自転車を含む。以下同じ。)  
が日本工業規格D八三〇一に定める路面を  
原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走  
行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超え  
る自動車(軽自動車(二輪自動車に限る。))を除く。)にあ  
つては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル  
毎時を超える軽自動車(二輪自動車に限る。)及び第二種原  
動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が  
二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあ  
つては二十五キロメートル毎時)で走行する場合に、走行方  
向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置  
で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。  
この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動  
車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

第二種原動機付自転車(規則第一 条第二項に規定する第二種原動機 付自転車を含む。以下同じ。)	ル	デシベ	ル	デシベ
第二種原動機付自転車(規則第一 条第二項に規定する第二種原動機 付自転車を含む。以下同じ。)	ル	デシベ	ル	デシベ
第二種原動機付自転車(規則第一 条第二項に規定する第二種原動機 付自転車を含む。以下同じ。)	ル	デシベ	ル	デシベ
第二種原動機付自転車(規則第一 条第二項に規定する第二種原動機 付自転車を含む。以下同じ。)	ル	デシベ	ル	デシベ

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車にあつては五十キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）

の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車が日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種

方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

別表第一の二

自動車	小型自動車及び軽	自動車騒音の大きさの許容限度	近接排気騒音	加速走行騒音
	PMRが五十を超えるもの		九十四デシベル	七十七デシベル
自動車	PMRが二十五を超える		九十四デシベル	七十四デシベル

原動機付自転車にあつては四十メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

第一種原 動機付自 転車(規 則第一條 第二項に	P M Rが五十を超える もの	P M Rが五十を超える もの	第一種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。	第一種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。	規定する	第二項に	則第一條 第二項に	第一種原 動機付自 転車(規 則第一條 第二項に	P M Rが二十五以下の もの	P M Rが二十五以下の もの	P M Rが二十五以下の もの	P M Rが二十五以下の もの	五十以下のもの
	P M Rが二十五を超え 五十以下のもの	P M Rが二十五以下の もの											
九十四デシ ベル	九十四デシ ベル	九十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	八十四デシ ベル	九十四デシ ベル	九十四デシ ベル	五十以下のもの
七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十三デシ ベル	七十三デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十四デシ ベル	七十三デシ ベル	七十三デシ ベル	五十以下のもの

規定する			
第二種原	PMRが二十五以下の	九十デシベ	七十二デシ
動機付自	もの	ル	ベル
転車をい			
う。以下			
同じ。)			

備考

一 PMRとは、次の式により算出した値をいう。

$$PMR = (\text{原動機の最高出力 (kW)} \div (\text{車両重量 (kg)} + 75)) \times 1000$$

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きに排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた

位置)で排気管の開口部中心の高さ(排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ)において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、協定規則(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号)第二条第八項に規定するものをいう。)第四十一号第四改訂版附則3の1.3.及び1.4.で規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第二

自動車の種類	(略)	
	自動車騒音の大きさの許容限度	音
定常走行騒音	九十四デシベル	音
近接排気騒音	九十四デシベル	音
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)	九十四デシベル	音

別表第二

自動車の種類	(略)	
	自動車騒音の大きさの許容限度	音
定常走行騒音	八十五デシベル	音
近接排気騒音	九十四デシベル	音
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)	八十五デシベル	音

第一種原動機付自転車		八十四デシ ベル
第二種原動機付自転車		九十四デシ ベル

備考

一 (略)

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）

）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）

第一種原動機付自転車	八十五デシ ベル	八十四デシ ベル
第二種原動機付自転車	八十五デシ ベル	九十四デシ ベル

備考

一 〇六 (略)

二 近接排気騒音とは、別表第一の備考第二号に定めるところによる。



において測定した騒音をいう。

三〇六 (略)

七 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「一」とあるのは「八十五デシベル」とする。